

HP

11月9日は 「119番の日」



緊急通報のポイント

「119番」通報時は、次の質問にははっきりとお答えください。

- ① 何があったのか（火事か・救急か・その他の災害か）
- ② 発生場所は（〇〇町〇丁目〇番〇号）
- ③ 災害の内容は（何が・だれが・どのような状態か）
- ④ 通報者の氏名、電話番号

※ 携帯電話による屋外からの通報は、災害発生所在地がはっきりしない場合があります。付近の大きな建物などの目標を確認して通報しましょう。

※ 万が一に備えて「住所・氏名・目標建物・電話番号」などを書いたメモを電話の近くに置きましょう。

お問合せ 消防本部消防指令センター ☎22-2126

「119番」は緊急時の電話！ 適正利用をお願いします

「119番」は、火災等の災害が発生したときや、救急車を呼ぶときに使用する、大切な緊急回線です。

災害発生場所や休日・夜間診療病院のお問合せの際には「119番」を使わず、次の電話番号にお問合せください。

■災害発生のお問合せ

災害案内テレホンサービス ☎0180-99-1010

■休日・夜間診療病院のお問合せ

救急医療情報案内センター ☎0120-20-8699

※ 携帯電話の方は ☎011-221-8699

HP

～音声による119番通報が困難な方へ～ NET119緊急通報システム

聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報できるサービスです。

ご利用には登録が必要です。

対象者 次のいずれかの条件に該当する市内在住の方
▷聴覚や言語機能に係る身体障害者手帳をお持ちの方

▷両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象とならない方

受付場所 消防本部消防指令センター、北消防署、東消防署、東消防署南茅部支署、障がい保健福祉課、亀田福祉課

※ 利用条件がありますので、詳しくは消防指令センターまたは市のHPでご確認ください。

お問合せ 消防本部消防指令センター

☎22-2126 ☎26-3408

✉fd-tsuusin@city.hakodate.hokkaido.jp

HP

必ずチェック！北海道最低賃金 時間額 889円（効力発生效力日 3年10月1日）

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則すべての労働者とその使用者に適用されます。

仮に最低賃金額より低い賃金を、労働者・使用者双方の合意の上で定めても無効となります。また、最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

最低賃金額以上となっているか確認する方法は？

▷**時間給** 時間給と最低賃金額を比較します。

▷**日給** 日給を1日の所定労働時間で割り、最低賃金額と比較します。

▷**月給** 月給から対象外の賃金（精皆勤・通勤・家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金）を除いた金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較します。

※ 特定産業で働く方は産業別最低賃金を適用

お問合せ 函館労働基準監督署 ☎87-7605



市では、最低賃金、有給休暇、労働相談の問合せ先など、労働者の知っておくべき知識などをまとめた「労働者のためのハンドブック」を作成しています。

市のHPにも掲載していますのでご利用ください。

お問合せ 雇用労政課

☎21-3308

令和4年度 函館市競争入札 参加資格審査申請の受付

資格要件等の詳細は、11月15日(月)から市のHPに掲載します。

対象 4年度における市関係（市役所・企業局・病院局）の建設工事、測量・建築関係コンサルタント業務等および物品・業務委託等の競争入札への参加希望者

※ **すでに資格のある方（3・4年度申請済の方）は申請不要です。**

申請書配布 12月13日(月)～2月18日(金)の期間、市のHPから印刷してください。

受付期間 1月31日(月)～2月18日(金)（消印有効）

※ **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送による提出とします。**

お問合せ 調度課

▷工事・コンサル ☎21-3514～3516

▷物品・業務委託 ☎21-3517～3521